

府政経シ第 335 号  
平成 23 年 12 月 22 日

岩手県知事 }  
宮城県知事 } 殿  
福島県知事 }

内閣府事務次官  
(公 印 省 略)

平成 23 年度新しい公共支援事業交付金交付要綱について

平成 23 年度新しい公共支援事業交付金の交付については、別紙「平成 23 年度新しい公共支援事業交付金交付要綱」により行うこととされ、平成 23 年 12 月 22 日より適用することとされたので通知する。

(別紙)

## 平成 23 年度新しい公共支援事業交付金交付要綱

### (通則)

第 1 平成 23 年度新しい公共支援事業交付金（平成 23 年度一般会計補正予算（第 3 号）に計上された「新しい公共支援事業交付金」をいう。以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 この交付金は、東日本大震災による甚大な被害のあった岩手県、宮城県及び福島県（以下「3 県」という。）に基金を造成し、東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO 等」という。）の自立的活動を支援する事業（以下「支援事業」という。）を行うことにより、「新しい公共」の拡大と定着を図り、東日本大震災からの復興を促進することを目的とする。

### (交付先)

第 3 この交付金は、内閣総理大臣が 3 県の知事に対し、その申請に基づいて交付する。

### (交付の対象)

第 4 この交付金は、3 県の知事が行う新しい公共支援事業基金（以下「支援事業基金」という。）の造成に必要な経費を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第 5 この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額（ただし、百万円未満は四捨五入するものとする。）を基準額として、3 県の知事が支援事業の実施のために必要とする経費とする。支援事業の実施のために必要とする経費が基準額を超える場合であっても、内閣総理大臣が必要であると認めた場合には、予算の範囲内で基準額に加算できるものとする。

#### (1) 3 県共通基礎額

450 百万円／3

(2) 3 県の被災状況により算出する額

429 百万円×当該県の下記①～③の平均値

- ① 3 県の応急仮設住宅戸数総数における当該県の応急仮設住宅戸数の割合
- ② 3 県の県外避難者数総数における当該県の県外避難者数の割合
- ③ 3 県の特定被災地方公共団体総面積における当該県の特定被災地方公共団体面積の割合

(交付申請手続)

第 6 3 県の知事は、この交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式 1）に関係書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に申請するものとする。

(交付変更申請手続)

第 7 この交付金の交付の決定を受けた後の事情の変更により、申請の内容を変更して基金造成を行う場合には、変更交付申請書（様式 2）を速やかに内閣総理大臣に提出して行うものとする。

(交付の決定及び通知)

第 8 内閣総理大臣は、第 6 の規定による交付申請又は前条の規定による交付変更申請があったときは、その内容を審査の上、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式 3）により、3 県の知事に通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金造成を中止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 基金造成が予定期間内に完了しない場合又は基金造成が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 支援事業基金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (4) 支援事業基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第 2 の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (5) 支援事業の遂行及び支出状況について、実施要領に定めるところにより、内閣総理大臣に定期報告を行わなければならない。
- (6) 支援事業の遂行及び支出状況について内閣総理大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (7) 基金造成に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式 4）を作成し、これを基金造成の完了した日（基金造成の中止の承認を受けた場合には、その承認を受け

た日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 3県の知事は、支援事業の終了時(精算手続終了後)において、支援事業基金に残額がある場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(9) 上記のほか、支援事業基金の管理、運用及び取崩し並びに支援事業の実施及び精算手続については、実施要領の定めによるものとする。

(実績報告)

第10 この交付金の事業実績報告は、基金造成が完了した日から起算して1月を経過した日(前条(1)により基金造成の中止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は基金造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書(様式5)を内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第11 内閣総理大臣は、前条の事業実績報告書に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(是正のための措置)

第12 内閣総理大臣は、第10の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを3県の知事に対して命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 内閣総理大臣は、基金造成の中止の申請があった場合及び次号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 3県の知事が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反し、又はこれらに基づく指示等を受け、この指示等に従わない場合

(2) 3県の知事が、交付金を支援事業以外の用途に使用した場合

(3) 3県の知事が、支援事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 3県の知事が、支援事業の指導監督を十分に行わない場合

(5) 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 特別の事情により、第 5、第 6、第 7 及び第 10 に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受け、その定めるところによるものとする。

様式 1

文書番号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

県の名称及びその知事の氏名 印

平成 23 年度新しい公共支援事業交付金の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成計画書（別紙）
- 3 添付書類
  - （1）歳入歳出予算（見込）書抄本
  - （2）その他参考となる書類

別紙

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
合計額		

- (注) 1. 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。  
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利率等を記載すること。

様式2

文書番号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

県の名称及びその知事の氏名 印

平成23年度新しい公共支援事業交付金の変更交付申請について

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた平成23年度新しい公共支援事業交付金について、次のとおり変更したいので申請する。

1 交付金 追加交付 金 円  
一部取消  
(変更後交付申請額 金 円)

2 変更を受けようとする理由

3 添付書類  
基金管理状況を示した書類



様式3

文書番号

平成23年度新しい公共支援事業交付金交付決定通知書

県の名称及びその知事の氏名 殿

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成23年度新しい公共支援事業交付金交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 印

1. 交付金の対象は、平成23年度新しい公共支援事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4に規定する経費である。
2. 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付金の額 金 円

3. この交付金は、交付要綱第9に掲げる事項を条件として交付するものである。
4. 支援事業に係る実績報告は、交付要綱第10に定めるところにより行わなければならない。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

様式 4

平成 23 年度新しい公共支援事業交付金調書

国		県								備考
歳出 予算 科目	交付 決定額	歳入			歳出					
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付 金相 当額	支出 済額	うち 交付 金相 当額	

(記入要領)

- 1 「国」欄の「歳出予算科目」欄は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「県」欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

様式 5

文書番号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

県の名称及びその知事の氏名 印

平成 23 年度新しい公共支援事業交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた平成 23 年度新しい公共支援事業交付金に係る基金造成事業の実績について、次のとおり報告する。

1 交付精算額 金 円

A 交付決定額	円
B 交付受入済額	円
C 差引過不足額 (A - B)	円

2 基金造成事業実施状況調書（別紙）

3 添付書類

- (1) 条例
- (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる書類

別紙

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		単位：円		
合計額				